

改正	平成14年4月1日	平成15年4月1日
	平成16年4月1日	平成17年4月1日
	平成18年4月1日	平成19年4月1日
	平成20年4月1日	平成21年4月1日
	平成22年4月1日	平成23年4月1日
	平成24年4月1日	平成25年4月1日
	平成26年4月1日	平成27年4月1日
	平成28年4月1日	平成29年4月1日
	平成30年4月1日	

（趣旨）

第1条 この要綱は、平成11年4月1日付をもって八王子市と八王子市医師会が締結した「夜間救急診療（産婦人科）に関する覚書」に基づき、平成30年度八王子市夜間救急診療（産婦人科）事業の実施について必要な事項を定めるものとする。

（事業の実施）

第2条 夜間救急診療（産婦人科）事業は、休日の夜間において急に産婦人科に属する診療が必要となった者を対象に救急診療を実施するものとする。

（診療対象者）

第3条 診療対象者は、八王子市民及び市外在住者を問わないものとする。

（診療機関）

第4条 夜間救急診療（産婦人科）事業を実施する医療機関は、米山産婦人科病院とする。

（診療日及び診療時間）

第5条 診療日は日曜日、祝休日、5月3日から5月6日まで及び12月29日から翌年1月3日までとし、その診療時間は午後5時から翌日の午前9時までとする。

（実績報告）

第6条 八王子市医師会は、夜間救急診療（産婦人科）事業の実績を翌月15日までに市長に報告するものとする。

（謝礼金）

第7条 夜間救急診療（産婦人科）事業に係る謝礼金の額は年間2,680,900円とする。

ア 日曜日及び祝休日（5月3日から5月6日まで及び12月29日から翌年1月3日までの日を除く） 1日当たり 32,300円

イ 5月3日から5月6日まで及び12月29日から翌年1月3日までの日 1日当たり 64,600円

（謝礼金の支払い）

第8条 前条に定める謝礼金は、各四半期に相当する額を当該四半期の翌々月の15日までに八王子市医師会会長名義の口座に振り込むものとする。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。